

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年11月28日

旭川市長 今津 寛介

1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 市営住宅政策空家前除雪業務委託
- (2) 契約の概要

ア 業務内容

春光台団地及び第4東鷹栖団地の政策空家前に通路を確保するための除雪業務

イ 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎5階

旭川市建築部市営住宅課

電話 0166-25-5361

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれに準ずる者であること。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。